

第三次津市消防力整備計画

平成30年3月

令和4年12月改訂

津市消防本部

目 次

第1部 総論

第1章	計画の目的	P 1
第2章	計画の性格及び進行管理	P 1
第3章	計画の期間	P 2
第4章	基本方針	P 2
第5章	施策体系	P 3

第2部 施策

第1章 消防体制の強化

第1節	消防施設の整備	
1	消防庁舎	P 4
第2節	消防組織の充実	
1	署所体制	P 6
2	職員の配置と教育訓練等	P 8
第3節	消防車両・消防水利等の整備	
1	消防車両	P 9
2	消防水利	P12
3	消防資機材	P13
第4節	通信指令体制の整備	
1	通信指令体制	P14
第5節	消防部隊の体制強化	
1	消火体制	P16
2	救助体制	P17
3	救急体制	P18

第2章 地域の防火・防災体制の強化

第1節	予防体制の強化	
1	予防体制	P20
第2節	消防団の充実強化	
1	消防団組織の体制強化	P22
2	消防団施設及び車両	P24
第3節	地域の消防・防災活動への支援	
1	地域の消防・防災活動支援	P25

第3章 災害対応能力の強化

第1節	大規模災害時の体制強化	
1	震災発生時の体制強化	P26
2	国民保護対策	P28
第2節	広域連携体制の充実	
1	広域連携	P29
2	大規模災害時の応援・受援体制	P30

第1部 総論

第1章 計画の目的

津市消防力整備計画は、新たな津市を守備する観点に立って、平成20年（2008年）に「第一次津市消防力整備計画」、平成25年（2013年）に「第二次津市消防力整備計画」を経て、消防力の強化に努めてきたところです。

こうしたなか、平成23年（2011年）には東日本大震災、平成28年（2016年）には熊本地震、平成29年（2017年）には九州北部で記録的な豪雨や土砂災害が発生するなど、被災地ではこれまでの想定を超える甚大な被害を受け、本市においても、南海トラフ地震や大規模な自然災害を想定した消防力の強化が求められているところです。

本計画は、このような諸情勢を踏まえ、かけがえのない市民の命や財産をしっかりと守り、暮らしの安全が確保され、誰もが安心して過ごせるまちをめざし、消火・救助・救急体制の強化など、大地震や風水害等の自然災害をはじめとする脅威への対応や地域の自助、共助、公助の理念に基づく減災に向けた取組みなど、今後の消防力の総合的な整備の方向性を明らかにし、消防行政の基本計画の一つとして策定するものです。

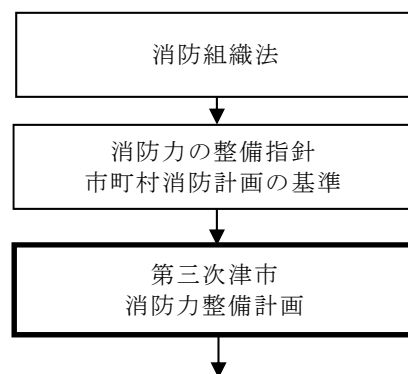
第2章 計画の性格及び進行管理

第三次津市消防力整備計画は、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）に基づく、「消防力の整備指針」（平成12年1月21日消防庁告示第1号）及び「市町村消防計画の基準」（昭和41年消防庁告示第1号）の大綱で規定する一項目（消防力等の整備）に準じ、本市の消防力の整備の基本的な方向性を示す部門別計画です。

なお、本計画は、「津市総合計画」、「津市地域防災計画」、「津市国民保護計画」、「津市公共施設等総合管理計画」、国が推進する「市町村消防の広域化」や「三重県消防広域化推進計画」等との整合性を保つものです。

また、消防力の整備を確実に図っていくためには、年度ごとに本計画に基づく具体的な事業実施計画を定め、進捗状況の確認、検証とともに財政状況を勘案し、翌年度以降の実施計画にローリングすることで、適切に進行を管理することとします。

図1-1 計画の法的な位置付



毎年度、実施計画を策定して進行を管理

第3章 計画の期間

本計画の計画期間は、「津市総合計画」と整合を図り、平成30年（2018年）度から2027年度までとします。

なお、国及び三重県における制度の変更など、今後の社会経済情勢等に大きな変化があった場合は、見直しを行うこととします。

第4章 基本方針

近年の技術革新により生活スタイルは大きく変化し、核家族化、高齢化、国際化の進展とともに、社会経済活動は多様化しています。また、気象環境の変化に伴い多発する豪雨災害や地震等の大規模な自然災害、さらには、国際情勢を反映した脅威など、消防行政を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においては、こうした環境の変化への対応とともに、市町村合併後の広大な市域全域を守備するという観点に立って、財政事情も見据えつつ、合理的で最大限の消防力が発揮できるよう、その基盤を整えることを課題として取り組んでいるところです。

これらを実現するためには、安心して生活ができる基盤づくりとともに、安全なまちづくり、有事の際に適切に対応できるまちづくりに対する不断の努力が必要です。

本計画においては、まず、安心して生活できる基盤づくりとして、火災や増加する救急需要から、市民の生命、身体及び財産を守るため、「消火・救助・救急体制のさらなる充実に努めること」、次に、安全なまちづくりへの対応として、行政のみならず、市民、事業所、そして「地域が一体となって、消防・防災体制に取り組む基盤づくりに努めること」、次に、有事の際に適切に対応できるまちづくりとして、「大規模災害対応能力の強化を図ること」を基本的な方針として、消防力の総合的な向上を目指すこととします。

1 消防体制の強化

消防本部及び消防署機能の基盤整備に努めるとともに、消防車両、消防資機材等の消防装備及び高機能消防指令システムの適切な維持管理、計画的な更新、整備を図ります。

また、消火体制については、消火栓、耐震性防火水槽など、地域の実情に応じた計画的な消防水利の整備を図るほか、河川等の自然水利の有効利用を進め、消防水利の確保に努めます。

救助体制については、資機材の整備と職員の救助技術の向上等を推進するとともに、水難救助や山岳救助時の体制についても一層の強化を図ります。

救急体制については、救急救命士の養成や高規格救急車等の計画的な整備を行うほか、医療機関等と連携した救急業務の高度化を促進します。

2 地域防災体制の強化

予防体制については、住宅防火の促進や予防行政の専門的な技術、知識を有した予防要員の養成、防火対象物や危険物施設等への指導体制の強化を図ります。

地域防災の要である消防団については、その活動の拠点となる消防団施設や車両等の適切な整備を行い、地域の消防力の向上を図ります。

また、地域活動への支援として、地域の防火訓練等を通じて防火意識の高揚を図るなど、防火・防災教育を推進するとともに、自主防災組織等への支援に努め、災害に強いまちづくりを推進します。

3 災害対応能力の強化

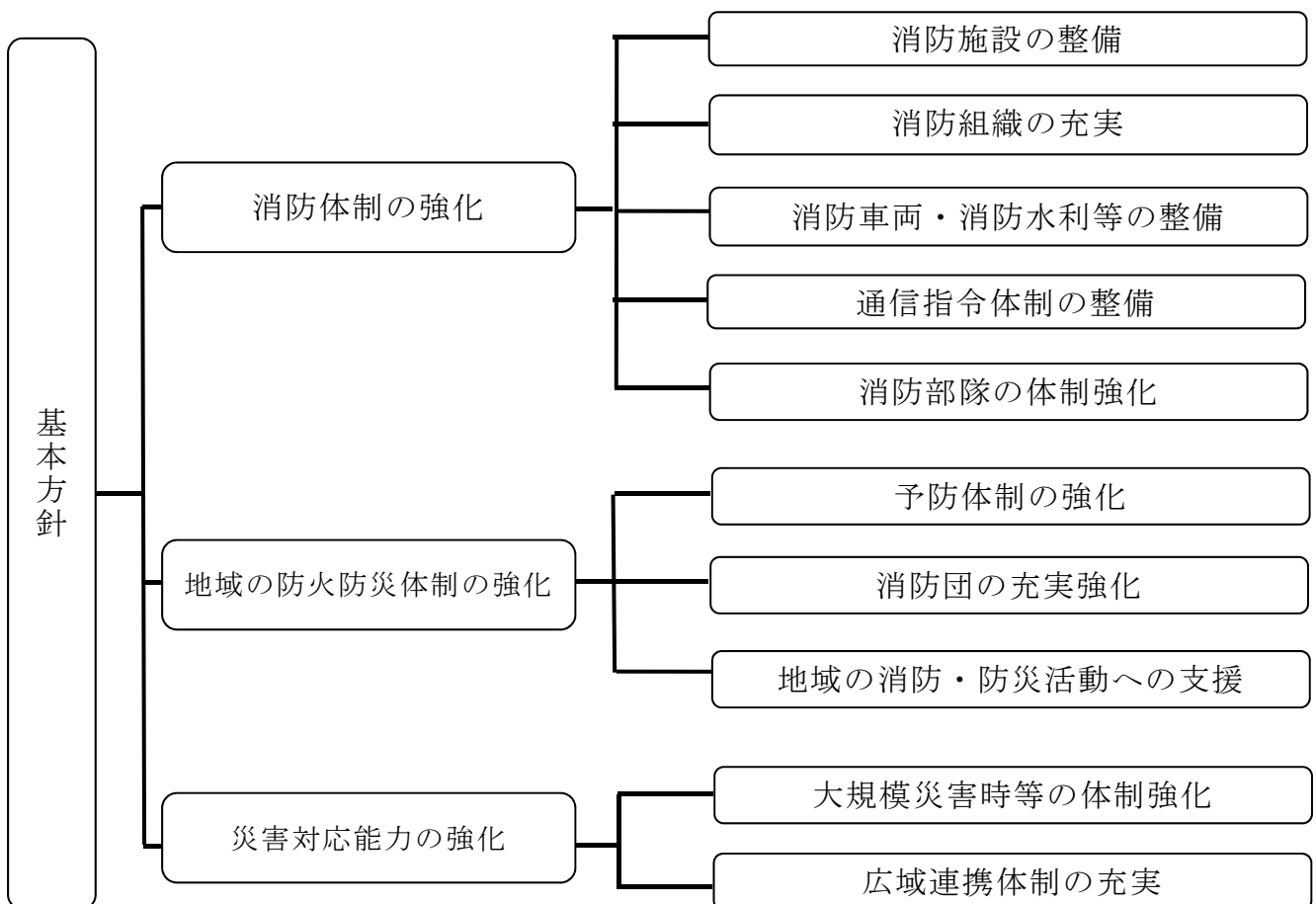
地震災害や河川の氾濫、土砂災害など、その災害が大規模で広域に及ぶ場合は、市町の枠を超えた消防力の運用を図ることが必要となるため、消防活動拠点等の基盤整備とともに、近隣の消防機関等との広域連携や緊急消防援助隊等の全国からの消防応援に対する受援体制の強化を進めます。

また、国際情勢を反映した脅威を含む大規模災害や特殊災害への対応として、他機関との連携や消防部隊の災害対応能力の強化に努めます。

第5章 施策体系

基本方針に基づき、次の施策体系に沿って、効果的な推進を図ります。

図1-2 施策体系図



第2部 施 策

第1章 消防体制の強化

第1節 消防施設の整備

1 消防庁舎

(1) 現状と課題

消防本部及び消防署所（以下「消防署所等」といいます。）は、火災、救急、救助等の災害時の活動拠点及び災害予防の指導、啓発拠点としての役割を担うとともに、地域住民を対象とした防火、防災及び救急の学習機能を持ち合わせています。

消防署所等の庁舎（以下「消防庁舎」といいます。）は、日々発生する消火、救急、救助活動を始め、いつ起こるかも知れない地震や津波等の自然災害、テロ災害などに迅速に対応するため、24時間稼働する施設であり、大規模災害時の県内外からの消防応援部隊を受け入れる施設でもあります。

消防庁舎は、総務省消防庁が定める消防力の整備指針に基づく消防活動を、迅速かつ的確に実施できるよう13施設（表2-1）を設置しています。

これらの消防庁舎は、平成18年（2006年）の市町村合併から老朽化対策として、総合支所庁舎の一部利活用、隣接した分署所の統合、新規建替えに取り組んできたなかで、老朽化対策が未実施となっている庁舎の整備及び消防力の適正配置が課題となっています。

表2-1 消防庁舎一覧

平成29年（2017年）4月1日現在

名 称	竣工年月	建築構造	敷地面積	延べ床面積
消防本部・久居消防署	平成10年（1998年）11月	鉄筋コンクリート造3階建	7,192.00㎡	3,807.56㎡
中消防署	昭和47年（1972年）2月	鉄筋コンクリート造3階建	2,471.35㎡	2,171.83㎡
西分署	昭和52年（1977年）3月	鉄筋コンクリート造2階建	2,975.00㎡	457.84㎡
安濃分署	平成16年（2004年）10月	鉄骨造平屋建	3,294.00㎡	752.53㎡
北消防署	昭和49年（1974年）4月	鉄筋コンクリート造2階建	3,091.99㎡	725.81㎡
河芸分署	平成22年（2010年）2月	鉄骨鉄筋コンクリート造5階建	津市河芸庁舎内	占有部分570.00㎡
芸濃分署	平成20年（2008年）3月	鉄筋コンクリート造2階建	津市芸濃庁舎内	占有部分434.43㎡
久居消防署	—	—	—	—
南分署	昭和50年（1975年）3月	鉄筋コンクリート造2階建	1,993.24㎡	467.79㎡
美里分署	平成23年（2011年）2月	鉄骨造平屋建	3,695.83㎡	999.01㎡
香良洲分遣所	平成24年（2012年）3月	鉄骨造2階建	津市香良洲庁舎内	占有部分311.88㎡
白山消防署	平成16年（2004年）12月	鉄骨造2階建	4,901.39㎡	1,273.50㎡
一志分署	平成28年（2016年）3月	鉄骨造2階建	5,808.75㎡	832.20㎡
美杉分署	平成8年（1996年）9月	鉄筋コンクリート造2階建	1,820.97㎡	853.92㎡

(2) 整備の方向性

消防署所は、平時の火災、救助、救急活動をはじめ、地震や津波等の大規模災害を考慮した位置に配置するものとし、消防本部は、市民の消防行政事務の利便性に加え、市災害対策本部や県内外からの消防応援部隊との連携を考慮した適正な配置を検討します。

また、総務省消防庁が定める消防力の整備指針を踏まえるとともに、組織改編を視野に入れながら、津市公共施設等総合管理計画と整合性を保ちつつ計画的な整備を進めます。

(3) 主な施策の概要

項 目	事 業 内 容
消防本部機能の将来に向けた適正配置の検討	市民の消防行政事務の利便性に加え、市災害対策本部や県内外からの消防応援部隊との連携を考慮した、適正配置について検討します。
西分署の整備	庁舎の狭隘に加え老朽化が著しく進んでおり、救急消毒室や仮眠室の個室化及び女性職員用の環境など、現在の消防施設に求められている機能が不足していることから現在地で災害リスク等も考慮した建替整備に取組みます。 なお、訓練施設については、整備完了後の北消防署跡地を活用し、多様化する災害を想定した実践的な訓練施設の整備に取組みます。
中消防署の整備	浸水害（津波・洪水）が想定されているなか、老朽化による堅牢性の低下が進んでいます。また、狭隘化や設備機能の低下も進んでいます。 行政機関、医療機関、商業施設等が集中し、さらに人口が集中している中心市街地の消防活動拠点であることから、現在地又は周辺地を活用し、災害リスクの軽減や機能強化が図れる建替整備を検討します。
北消防署の整備	津市北部の消防活動拠点である北消防署は、庁舎の狭隘に加え、著しく老朽化が進んでいることから、隣接する三重武道館の跡地を利用し、建替整備に取組みます。
南分署の整備	庁舎の老朽化が著しく、執務スペースも狭隘なことから、現状の位置に南分署の建替整備を進めています。

第2節 消防組織の充実

1 署所体制

(1) 現状と課題

消防活動においては、災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に出動する体制を確保することが前提であり、その体制の基本は署所の配置にあります。

消防署所は、本市の限りある消防力を置く重要な拠点施設であることから、より効果的、効率的に活用できるよう、市域全域を守備する観点から消防署機能の適正配置等、組織改編を含めて署所の体制を見直す必要があります。

また、消防行政に係る事務の効率化を図るため、消防本部・消防署の組織及び事務分掌等の一体的な見直しを検討する必要があります。

(2) 整備の方向性

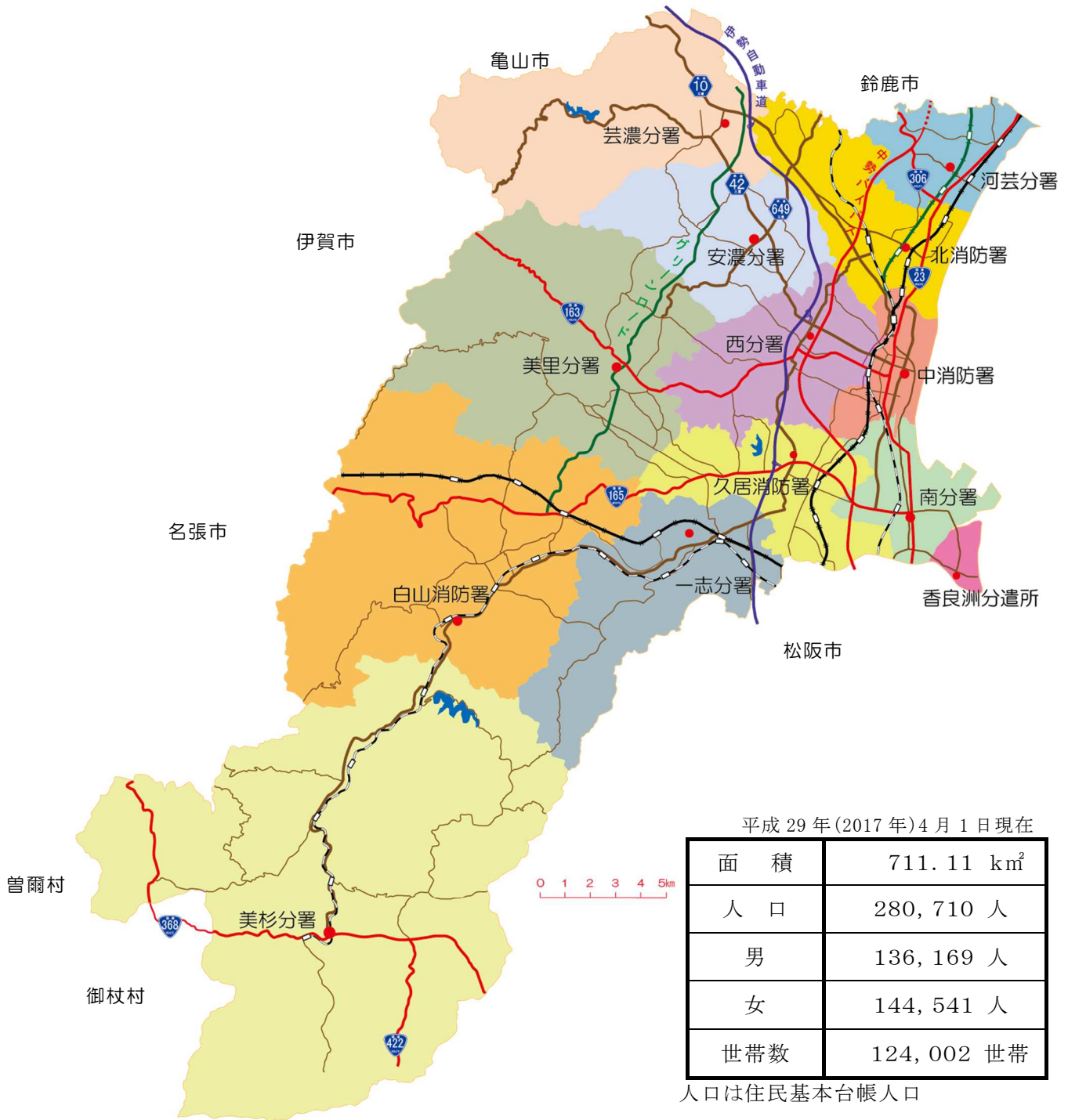
本市の限りある消防力をより効果的、効率的に活用するため、市域全域を守備する観点から、消防力を総合的に向上させることを主眼において、消防庁舎の整備を見据えつつ、組織改編を含めて消防力の適正配置に向けた取組みを進めます。

また、消防行政に係る事務の効率化を図るため、消防本部・消防署の組織及び事務分掌等の一体的な見直しを検討します。

(3) 主な施策の概要

項 目	事 業 内 容
消防本部機能の将来に向けた適正配置の検討（再掲）	市民の消防行政事務の利便性に加え、市災害対策本部や県内外からの消防応援部隊との連携を考慮した、適正配置について検討します。
西分署の整備（再掲）	庁舎の狭隘に加え老朽化が著しく進んでおり、救急消毒室や仮眠室の個室化及び女性職員用の環境など、現在の消防施設に求められている機能が不足していることから現在地で災害リスク等も考慮した建替整備に取組みます。 なお、訓練施設については、整備完了後の北消防署跡地を活用し、多様化する災害を想定した実践的な訓練施設の整備に取組みます。
中消防署の整備（再掲）	浸水害（津波・洪水）が想定されているなか、老朽化による堅牢性の低下が進んでいます。また、狭隘化や設備機能の低下も進んでいます。 行政機関、医療機関、商業施設等が集中し、さらに人口が集中している中心市街地の消防活動拠点であることから、現在地又は周辺地を活用し、災害リスクの軽減や機能充実が図れる建替整備を検討します。
組織機構、分掌事務の見直し	消防本部、消防署の組織や分掌事務の一体的な見直しなどを通じ、事務の効率化を検討します。

津市消防本部管内図（参考）



2 職員の配置と教育訓練等

(1) 現状と課題

災害は複雑多様化し、救急需要が増加しているなかで、24時間体制で対応する消防力を維持するためには、職員数の確保や人材の強化は必要不可欠です。

特に、消防車両の搭乗人員は、総務省消防庁が定める消防力の整備指針で示されている搭乗人員未満で運用するなど厳しい部隊運用となっています。

このような状況下において、財政状況を見据えつつ、限られた職員数のなかで、消防職員の一層の資質向上を図るとともに、業務の効率化にも努めていく必要があります。

(2) 整備の方向性

安定した消防力を確保するため、職員の年齢構成の平準化や国や関係機関への出向、退職者の状況などを考慮し、常に一定の職員数の確保に努めます。

また、増大する消防需要に対応できるよう、再任用職員の採用や事務の見直し、部隊の効率的な運用などの改善を図るとともに、職員の職務能力の向上に努めます。

(3) 主な施策の概要

項目	事業内容
消防職員の確保	安定した消防力を維持するため、条例定数に基づく職員数を確保しつつ、退職者や教育機関等への研修出向などを勘案し、常に一定以上の職員数となるよう取組みます。また、経験豊富な再任用職員の職域拡大についても、検討していきます。
勤務体制の見直し	人員の弾力的な運用など執務環境や勤務体制の改善等に取り組めます。
安全管理体制の強化	予期せぬ事故や公務災害等が発生しないよう安全管理教育に取り組めます。
消防職員研修の充実	消防大学校、三重県消防学校などの研修機関や国、県等への積極的な派遣はもとより、各種研修会・講習会の参加、各種訓練の実施を継続的に行い、消防職員の資質向上を図ります。 また、人材を育成するために専門的な知識や技術の消防職員間での承継を図るとともに、必要な研修を行います。
国際化に対応した職員の養成	国際化が進展するなか、災害現場での外国人に対し迅速かつ的確に対応できるよう、コミュニケーション能力を高める研修等に取り組めます。
民間等との協働・共助の推進	津市行政経営計画に位置付けている民間業者等との協働・共助の促進による施策を推進するため、民間活力の導入等を検討します。

第3節 消防車両・消防水利等の整備

1 消防車両

(1) 現状と課題

消防車両の現有状況（表2-2）は、総務省消防庁が定める消防力の整備指針に示されている基準数を満たしていますが、経年劣化する消防車両や使用頻度が高く劣化が早い救急車両については、計画的に更新していく必要があります。

また、今後の署所の配置状況や市街地の形成状況等も考慮し、効果的かつ効率的な更新整備を進める必要があります。

表2-2 「消防力の整備指針」に基づく消防車両台数

平成29年（2017年）4月1日現在

	整備指針台数	現有台数	備 考
消防ポンプ自動車	16台	20台	消防力の整備指針で定める台数は、国の「市町村消防施設整備計画実態調査」に基づく算定方法による台数を掲載しています。
はしご自動車	2台	2台	
化学消防車	2台	2台	
救助工作車	2台	2台	
救急自動車	14台	15台	
指揮車	2台	2台	

※ 所有する車両のうち「消防力の整備指針」の対象となるものを掲載しています。

(2) 整備の方向性

現有の消防車両については、日常点検の励行と併せ、財政事情も考慮しつつ、本市における常備消防車両更新基準（表2-3）及び常備消防車両配置方針（表2-4）に基づき、適切な更新整備を行います。

また、署所の規模や機能の変化、市街地の状況、建築物の分布状況等を考慮して、消防車両等の台数の適正化や更新車両の高度化など、弾力的な運用に努めるほか、はしご車などのオーバーホールや保守点検等の安全確保を図ります。

表 2 - 3 常備消防車両更新基準

種 別	更新年限	備 考
消防ポンプ自動車	15年	主要各部の機能劣化を考慮し、15年とします。
水槽付消防ポンプ自動車		
はしご自動車	20年	利用頻度を考慮し、消防ポンプ自動車より5年延長し、20年とします。ただし、安全性確保のため更新までの間に3回程度オーバーホールを実施します。
屈折はしご自動車		
化学消防車	15年	消防ポンプ自動車に準じ、15年とします。
救助工作車		
救急自動車	10年 又は 15万km	他の緊急車両と比較すると使用頻度が高く、車両の劣化が早いため、10年又は走行距離15万kmを基準とします。
指揮車・指揮広報車	15年	消防ポンプ自動車に準じ、15年とします。
資機材搬送車など		
緊急車両以外の車両	17年	市の一般車両の更新基準に準じ、17年とします。

表 2 - 4 常備消防車両配置方針

種 別	配 置 方 針
消防ポンプ自動車	消防署2台、分署には地域特性を考慮し、1台から2台を配置します。
水槽付消防ポンプ自動車	
はしご自動車	市街地における中高層建築物の分布状況や、配備署からの出動所要時間などを考慮し、最適な車両数を配置します。
屈折はしご自動車	
化学消防車	危険物施設数等を考慮し、最適な車両数を配置します。
救助工作車	救助工作車については、高度救助隊が運用する救助工作車Ⅲ型を配置します。
救急自動車	消防署、分署には高規格救急自動車1台を配置します。 なお、救急需要の多い消防署には、2台の高規格救急自動車を配置します。
指揮車・指揮広報車	指揮車については、基幹消防署に1台、指揮広報車については、全署所に1台を配置します。 その他の車両については、地域特性や使用頻度等を考慮して、配置します。
資機材搬送車など	
緊急車両以外の車両	

(3) 主な施策の概要

常備消防車両については、常備車両更新基準及び常備消防車両配置方針に基づき、順次、更新整備を行います。

種 別	現 有 数 (平成 29 年 (2017 年) 4 月現在)	うち更新計画台数 (平成 30 年 (2018 年) 度 ～2027 年度)
消防ポンプ自動車	20 台	14 台
水槽付消防ポンプ自動車		
はしご自動車	2 台	1 台
屈折はしご自動車		
化学消防車	2 台	2 台
救助工作車	2 台	0 台
救急自動車	15 台	14 台
指揮車	2 台	1 台
指揮広報車	13 台	8 台
資機材搬送車など	14 台	4 台
緊急車両以外の車両	15 台	1 台
計	85 台	43 台

2 消防水利

(1) 現状と課題

南海トラフ地震等が発生した場合、ライフラインの遮断、水道施設の機能喪失、防火水槽の破損等が想定されることから、震災時においても使用可能な消防水利を確保する必要があります。

また、現在の水利状況（表2-5）を充実させるため、国が示す消防水利の基準（水道管径150mm以上又は管網形成されている消火栓、容量40m³以上の防火水槽）を考慮しつつ、地震等において有効水利となる耐震性防火水槽の整備を促進するとともに、それを補完する自然水利の確保が必要です。

表2-5 公設消防水利整備状況

平成29年（2017年）4月1日現在（単位：基）

地区	防火水槽 ()耐震性防火水槽	消火栓	計
津	240 (97)	2,356	2,596
久居	121 (26)	702	823
河芸	42 (11)	186	228
芸濃	46 (5)	216	262
美里	57 (23)	59	116
安濃	33 (5)	110	143
香良洲	21 (5)	76	97
一志	37 (26)	298	335
白山	102 (8)	417	519
美杉	147 (15)	0	147
計	846 (221)	4,420	5,266

(2) 整備の方向性

水道管の耐震率の低い地域では、消火栓の機能喪失を視野に入れ、耐震性防火水槽の計画的な整備を進めます。

(3) 主な施策の概要

項目	事業内容
消火栓の整備	消防水利の充足率の低い地域はもとより、水道事業の進捗や団地などの開発行為に合わせ、消火栓の整備を進め、消防力の向上に努めます。
防火水槽の整備	市内には老朽化した防火水槽が多く、敷地等の実態調査を行い、利用可能なものについて順次改修を行います。
耐震性防火水槽の整備	地震による水道の機能喪失や火災時の消防水利として、耐震性防火水槽を年間4基の整備を目途に進めます。
自然水利等の確保	水利基準を補完する消防水利として、調査の上、国が示す「消防水利の基準」に適合するものについては、消防活動に有効な水利として活用します。

3 消防資機材

(1) 現状と課題

消防用ホース、救助用資機材や空気呼吸器などの消防資機材については、火災をはじめ様々な災害を最小限に食い止めるための重要な装備であり、計画的な更新と、重点的な配備を行う必要があります。

また、近年の高層住宅や高機能住宅での高度な消火活動や多様化、複雑化する災害活動に必要な資機材の整備を図り、効果的で迅速な災害対応に備える必要があります。

(2) 整備の方向性

消防資機材については、市民の生命や財産を守るために不可欠なものであることから、更新に際しては、単に現有資機材の更新を行うだけではなく、小型軽量化など、より効果的な資機材への転換や規格の統一など効率的な整備に努めます。

また、災害時には民間給油所の機能が失われることが想定されることから、消防署に対し、給油設備を設置することとし、計画的な整備に努めます。

(3) 主な施策の概要

項 目	事 業 内 容
消防資機材の計画的な更新と効果的・効率的な配備	消防資機材については、使用期限を考慮した計画的な更新と効果的かつ効率的な配備を行います。 また、高度救助資機材等、配置された消防資機材については、保守点検等、安全確保を図り、適正な維持管理に努めます。
自家用給油取扱所の整備	大規模災害発生時など、燃料の供給が途絶した状況下でも、消防車両や消防庁舎の機能維持等、一定の消防活動が継続できるよう、消防庁舎に自家用給油取扱所の整備を進めます。

第4節 通信指令体制の整備

1 通信指令体制

(1) 現状と課題

災害時において、迅速かつ的確な消防活動を実施するためには、平素から防災情報の収集など、災害情報の伝達体制を確立し、消防機関全体の有機的かつ一体的な消防活動を常時確保しておくことが極めて重要です。

このため、119番通報の受付、出動指令、さらに消防部隊の管制、現場活動支援等を効率的に行うための高機能消防指令システムについては、ハード、ソフト両面において、常に最適な状態にあることが必要です。

(2) 整備の方向性

119番通報を受報する高機能消防指令システムは、24時間停止することのできない社会基盤の一つです。このシステムは、最新の機器と技術で維持されており、定期的に保守点検等を行い、最適な状態で運用しています。

このため、OSのサポート期限や保証期間に限界のあるサーバ等の機器類は、一定期間で計画的な更新(表2-6)が必要となることから、該当する機器の精査を行い、無停止状態での機器の更新に取り組めます。

また、効率的な通信指令施設の整備や人員の運用のため、隣接市との通信指令施設の共同運用も視野に入れ検討を進めます。

表2-6 通信指令施設の更新計画

年度	既存設備	中間整備	次期整備	
2013年	整備			
2014年	整備			
2015年	運用開始			
2016年	↓			
2017年				
2018年		中間整備に向けた検討		
2019年		中間設備に向けた準備		
2020年		中間整備		
2021年		↓		
2022年				次期システム整備に向けた検討
2023年				次期システム整備に向けた準備
2024年				実施設計
2025年				整備
2026年			整備	
2027年			運用開始	
2028年			↓	

(3) 主な施策の概要

項 目	事 業 内 容
高機能消防指令システム の中間更新	高機能消防指令システムの更新が必要な機器を精査し、無停止状態での機器の更新に取り組みます。
次期消防救急デジタル無線 及び高機能消防指令システム の検討、整備	デジタル化された消防救急無線や高機能消防指令システムは、10年から12年で使用限界を迎えることから、近隣消防機関との共同運用等を含めて、次期システムの構築に向けて検討、整備を行います。

第5節 消防部隊の体制強化

1 消火体制

(1) 現状と課題

有事の際に市民の生命、身体、財産を守る重要な消火部隊の活動は、建物、林野、車両火災など多岐にわたり、特に、近年の複雑な高層建築物や危険物を取扱う工場などに対する消火活動は、高度な知識と技術を要します。

これらの消火活動を迅速に安全かつ効率的に展開するためには、災害の状況や推移を的確に把握し、安全に配慮した円滑な部隊運用、高度な資機材を活用した消火活動に加え、専門的な知識及び技術を有する消火隊員を養成する必要があります。

(2) 整備の方向性

火災など複数の消防部隊が活動する災害では、災害の実態や被害状況を把握する情報収集、隊員の安全管理等、多岐にわたる指揮業務を掌握し、適切な部隊運用で安全かつ迅速に災害の収束を図る必要があるため、指揮隊のさらなる充実を図ります。

また、高層建築物や工場など、高度な火災活動に必要な装備の整備に努め、経験の浅い隊員に対して専門的知識や技術を修得するための研修等に取り組めます。

(3) 主な施策の概要

項 目	事 業 内 容
指揮者の養成	現場指揮者の活動に必要な知識、技術を高める研修等に取り組めます。 また、指揮隊のあり方を検討し、適正化に向けて取り組めます。
消火隊員の養成	消火隊員の知識や技術を継承するため、必要な研修等を行い、消火隊員の資質向上に努めます。
消防資機材の計画的な更新と効果的・効率的な配備（再掲）	消防資機材については、使用期限を考慮した計画的な更新と効果的かつ効率的な配備を行います。 また、高度救助資機材等、配置された消防資機材については、保守点検等、安全確保を図り、適正な維持管理に努めます。

2 救助体制

(1) 現状と課題

救助活動は、災害により生命又は身体に危険が及んでおり、市民が自らその危険を排除することができない場合にその危険を排除し、又は安全な状態に救出する重要な活動です。その活動は、交通、建物、水難、機械などの事故をはじめ、火災や震災時の救出など、複雑化、多様化しています。

これらに対応するために、高度救助資機材などの整備や専門的な知識及び技術を有する救助隊員を養成する必要があります。

(2) 整備の方向性

複雑化、多様化する救助事案に的確に対応するため、高度な救助資機材の整備や専門的な知識及び技術を習得するための研修等に取り組めます。

また、水難救助や山岳救助、震災時の救出など、特殊な環境下における訓練にも取り組み、有事の際に機能的に活動できるよう隊員を養成します。

(3) 主な施策の概要

項 目	事 業 内 容
救助隊員の養成	必要となる救助隊員数を確保するとともに、救助技術や、救助用資機材の運用技術の向上を目的とした訓練を行い、救助隊員の養成に取り組めます。
水難救助体制の充実	訓練を通じて水難救助隊員の技術向上を図るとともに、適正規模の水難救助用資機材を配備し、水難救助体制を整えます。また、特殊環境下における救助活動となるため、適性を満たした新規隊員の養成にも取り組めます。
消防資機材の計画的な更新と効果的・効率的な配備（再掲）	消防資機材については、使用期限を考慮した計画的な更新と効果的かつ効率的な配備を行います。 また、高度救助資機材等、配置された消防資機材については、保守点検等、安全確保を図り、適正な維持管理に努めます。
特殊救助資機材の検討	池やダム、山岳等での災害や地震等の広域的な災害時に現場状況の的確な把握を行うための機材や新たな水難救助資機材等の導入に向けた検討を行います。

3 救急体制

(1) 現状と課題

救急活動は、事故や疾病等の重症度や緊急度に応じて、傷病者の状態を適切に評価し、必要な処置を実施した上で迅速に医療機関へ搬送することであり、市民の需要が高く、年々増加の一途をたどる必要不可欠な消防業務の一つです。

この増加傾向にある救急需要に対応するためには、需要に応じた適正数の救急救命士を養成するとともに、より迅速で質の高い現場活動に取り組むため高度な処置に対応した高規格救急車や救急資機材の計画的な整備が必要です。

また、日々進歩する医療分野に歩調を合わせて、救急救命士を含む救急隊員の評価及び処置に関する教育や、自然災害等に伴う多数傷病者事案に対する救急隊と医療機関の連携など、消防が担っている病院前救護活動の質の維持・向上が必要です。

さらに、傷病者の救命率を高めるためには、119番通報時の口頭指導やその場に居合わせた人による応急手当が極めて重要であることから、通信指令センターへの救急救命士の配置や、多くの市民への救命講習などの普及が必要です。

(2) 整備の方向性

救急救命士の養成については、増加する救急需要に対応できるよう計画的な養成を進め、救急車に搭乗する実働人数を確保します。

また、救急救命士の知識及び技術の維持・向上を目的として指導救命士を養成するとともに、救急ワークステーション等を通じて、医療機関との連携を充実させ、所要の教育研修等に取り組みます。

さらに、傷病者の救命率向上のため、指令センターへの救急救命士の配置や市民への積極的な応急手当の普及活動を進めるとともに、救急車の適正利用についての理解を促進し、地域社会における救命率の向上に努めます。

(3) 主な施策の概要

項 目	事 業 内 容
救急救命士の養成	救急需要等を勘案して、毎年3人程度の救急救命士を計画的に養成します。
消防と医療の連携の推進	現状の医療資源を前提に、適切な搬送及び受入体制が構築できるように、医療機関や市関係部局などとのさらなる連携体制の構築を推進します。
救急業務の高度化への対応	救急救命士を含めた救急隊員の知識、技術等の維持・向上のため、教育研修などを計画的に実施します。
メディカルコントロール体制の充実	津・久居地域メディカルコントロール協議会による病院前救護体制の充実を図り、救急隊員が行う応急処置等の質の向上に取組みます。
救急救命士の配置	実働可能な適正数の救急救命士を署所へ配置します。 また、119番受報時の口頭指導を実施するため、指令センターへの救急救命士の配置についても取組みます。
救急資機材等の整備	救急救命士の処置範囲の拡大等に対応した高度救命処置用資機材や12誘導心電図伝送システムなどの先進的な資機材の整備を進めます。
感染防止体制の整備	各種病原体からの感染と拡大を防止するため、感染防止に係る資機材の整備や救急隊員の健康診断等、感染防止体制を進めます。
地域社会における救命率の向上	市民が即座に応急手当が実施できるよう、心肺蘇生法などの知識と技術の継続的な普及に努めます。
救急車の適正利用	増加する救急需要を緩和するため、救急車の適正利用についての普及活動に取組みます。 また、市民からの救急相談などが可能なシステムについても検討します。

第2章 地域の防火・防災体制の強化

第1節 予防体制の強化

1 予防体制

(1) 現状と課題

近年の建築技術の進歩に伴い、複雑で高層化した建築物が増加し、新たな危険物施設や流通形態の変容など火災予防上も専門性が高くなるとともに、高齢化に伴う社会福祉施設等の増加や、改修が進まない老朽化した防火対象物、危険物施設に対する火災予防体制を推進するためには、専門的な知識を有した予防技術資格者などの人材育成が必要です。

また、ホテル、病院等での火災や危険物施設での災害を防止するために、消防法令に適合しない防火対象物や危険物施設の違反是正を強化する必要があります。

そして、火災などの災害から市民の生命と財産を守るためには、消防機関だけではなく、事業所や地域、そして市民がそれぞれの責任と役割を認識し、火災の予防に努める必要があります。

この火災を未然に防止するためには、一層の防火思想の普及啓発とともに、全国の住宅火災の死者の約7割が高齢者であることを踏まえ、高齢者などの火災時の逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器の設置等、住宅防火対策をさらに促進し、事業所等の消防用設備等の指導強化や消防外郭団体と連携した取り組みなど、総合的な予防体制の強化を図る必要があります。

(2) 整備の方向性

住宅や地域における火災を未然に防止するためには、平素の火災予防活動をはじめ、関係団体や消防音楽隊の活動等を通じて、防火思想の普及啓発活動を進めるとともに、住宅防火対策の更なる推進に努めます。

また、予防査察、消防用設備等の検査、危険物施設の許認可、火災原因損害調査、消防法令違反是正等の専門的知識や技術を持った職員の育成に努めるため、消防大学校等への派遣研修や予防技術資格者の養成を引き続き行うとともに、先進地の消防機関への派遣研修や外来講師を招いての講習会を行うなど、さらなる人材育成に努めます。

立入検査及び違反是正体制の強化については、消防法令違反の防火対象物や危険物施設に対する行政処分も含めた違反是正を推進する体制の構築に努めます。

(3) 主な施策の概要

項 目	事 業 内 容
防火思想の普及啓発	津市ホームページ、津ケーブルテレビや「広報津」などの広報媒体を通じて、また、各種イベントの機会を捉え、防火思想の普及啓発を行います。
住宅防火の促進	津市ホームページ、「広報津」、マスコミへの資料提供等、あらゆるメディアを活用した広報活動や講習会などを通じ、住宅用火災警報器の設置促進と維持管理を呼びかけ、住宅防火対策を促進します。
防火管理講習などの充実	事業所に対し、防火管理制度を周知するとともに、管内事業所のニーズに合った防火管理者資格取得講習会などを開催します。
予防技術資格者の養成	予防査察、消防用設備等の検査、危険物施設の許認可等を強化するため、消防庁長官が定める資格を有する「予防技術資格者」を養成します。
火災調査要員の養成	火災原因並びに損害を的確に調査し、今後の火災予防に役立てるため、火災調査要員を養成します。
立入検査及び違反是正体制の強化	防火対象物や危険物施設への定期的な立入検査を行い適切な指導を行うとともに、防火対象物や危険物施設の違反是正体制を強化するため、違反是正要員を養成します。
各種団体との連携強化	津市防火協会、津市婦人防火推進委員会など、外部団体との連携を強化し、防火思想の普及を行います。
消防音楽隊活動の充実	市民と消防の音の架け橋として、幼児から年配の方まで、親しみやすい音楽とともに、火災予防の普及啓発活動を進めます。 また、機能別消防団員を活用するなど演奏技術の充実を図るとともに、持続可能で発展し続けられるよう消防音楽隊組織の再編に取り組めます。

第2節 消防団の充実強化

1 消防団組織の体制強化

(1) 現状と課題

消防団は、地域の安全と安心を守る地域防災組織の要として、火災活動や地域の防災活動等に重要な役割を担っています。

特に、東日本大震災以降、防災意識の高まりに加え、消防団に寄せられる期待も大きくなっており、一層の有事即応性や組織の充実強化が求められています。

こうしたなかで、地域での消防団員数（表2-7）の減少や近年における就業構造や産業構造の変化等から、消防団員に占める被雇用者の割合が増加し、昼夜の地域防災力に差異が生じているため、全市的な観点から消防団の組織力向上に努める必要があります。

(2) 整備の方向性

消防団組織については、地域の特性も考慮しながら消防団組織を再編するなど、消防団の組織力向上に取り組めます。

消防団員の就業形態が大きく変化し、消防団員の被雇用化が増大してきていることから、事業所又は団体等との消防防災に係る協力体制を進めます。

また、女性消防団員や学生機能別団員など、消防団に入団しやすい環境を整えることにより、消防団の活性化を推進します。

表2-7 消防団員数一覧

平成29年（2017年）4月1日現在

	実数	団長	副団長		分団長	副分団長	部長	班長	団員
			(本部副団長) 方面団長	方面副団長					
団本部	28	1	(4)						23
津方面団	424		1	4	18	18	46	74	263
久居方面団	290		1	3	11	11	22	61	181
河芸方面団	184		1	2	4	4	10	20	143
芸濃方面団	119		1	2	6	6	6	21	77
美里方面団	115		1	2	5	5	5	13	84
安濃方面団	113		1	2	4	4	8	21	73
香良洲方面団	95		1	2	6	6	7	11	62
一志方面団	208		1	2	5	15	15	36	134
白山方面団	249		1	2	6	6	23	49	162
美杉方面団	325		1	2	8	8	20	55	231
計	2,150	1	14	23	73	83	162	361	1,433

(3) 主な施策の概要

項 目	事 業 内 容
情報収集活動に対する支援	災害に強い地域づくりを進めるため、急傾斜地、地滑り危険箇所などの危険箇所の把握、消防水利の点検、避難場所の調査などの地域の防災活動に対し、消防団活動の一環として必要な支援に取り組めます。
啓発活動に対する支援	地域住民に対し、消防団員が減災のノウハウの伝授、避難方法・避難場所・避難経路の周知などの広報活動を行い、防火防災意識の高揚を図るとともに、活動に対し幅広い支援に取り組めます。
資機材や安全対策用資機材の配置	有事の際に効果的な活動が可能となるよう必要な資機材の配置を進めます。 また、津波浸水予測地域や孤立集落等で活動を行う消防団員の安全対策として、必要な情報伝達機器、安全保護具等の整備、充実を進めます。
消防団協力事業所表示制度の推進	地域の消防防災力の充実強化等の一層の促進を図るため、消防団協力事業所表示制度を推進します。
常備消防との連携強化	消防団活動の維持及び消防力の強化を図るため、定期的に合同訓練を行うなど、常備消防との連携強化に取り組めます。
消防団員の加入促進	消防団員の世代交代や地域の実情に合わせて一定の消防団員数の確保に努め、女性消防団員や学生機能別団員等、消防団に入団しやすい環境づくりに取り組み、消防団への加入を促進します。
消防団員の教育訓練の推進	消防学校への研修派遣や消防職員による研修などにより消防団員の資質向上に努めます。
消防団組織の再編及び活性化	管轄区域を含め、地域の特性も考慮しながら消防団組織の再編や消防団活動の活性化を進めます。

2 消防団施設及び車両

(1) 現状と課題

消防団施設については、市町村合併前のまま引継がれた地域もあり、施設の老朽化や機能不足等の施設を中心に、人口動向や組織再編、施設の統廃合を視野に入れ、計画的な再編整備が必要です。

消防団が保有している消防車両（表2-8）は、老朽化したものが多いことから、計画的に更新を進めるとともに、保有台数についても、地域の特性や組織再編等の動向を踏まえ、適正化等を図る必要があります。

表2-8 消防団保有車両台数一覧

平成29年（2017年）4月1日現在

	分団数(団)	消防ポンプ自動車(台)	小型動力ポンプ付積載車(台)	その他(台)
団本部				2
津方面団	18		18	
久居方面団	11		10	2
河芸方面団	4	3	1	
芸濃方面団	6	2	8	
美里方面団	5	1	6	
安濃方面団	4	1	8	
香良洲方面団	6	1	5	
一志方面団	5	2	5	
白山方面団	6	5	2	
美杉方面団	8	7	23	
計	73	22	86	4

(2) 整備の方向性

地域防災の重要な拠点である消防団施設については、施設の老朽化や機能不足等の解消を念頭に、近接する施設については、地域の特性や組織再編に合わせ、統廃合を検討するとともに、津市公共施設等総合管理計画を踏まえた、計画的な整備に取り組めます。

消防団車両については、地域の特性等を踏まえて、車両の稼働状況なども考慮し、計画的に更新します。

また、人口動向や地域の特性を勘案しつつ組織再編を視野に入れ、各分団における消防車両の保有台数等の適正化に取り組めます。

(3) 主な施策の概要

項目	事業内容
計画的な車両の更新	地域特性を考慮しながら車両の稼働状況も考慮し、計画的に更新します。
保有車両台数の適正化	消防団組織の再編等に合わせ、各分団における消防車両の保有台数の適正化に取り組めます。
消防団施設の整備	消防団組織の再編等を視野に入れて、地域の特性を考慮しながら、津市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的かつ柔軟に消防団施設の統廃合や整備を進めます。

第3節 地域の消防・防災活動への支援

1 地域の消防・防災活動支援

(1) 現状と課題

地域の消防・防災体制を強化するためには、火災の防止対策とともに、有事の際には、情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出、救護、応急手当及び給水等、自他の安全を確保するための行動が重要であり、日頃から消防・防災体制の仕組みの理解や災害時における危機を認識するなど、地域ぐるみで日常的な備えを行うことが必要です。

(2) 整備の方向性

地域の消防防災活動への支援については、消防署や消防団、津市消防防災指導センター等と連携して、継続的に訓練指導を行うとともに、防災学習会や自主防災組織など地域が実施する訓練等への支援に取り組めます。

また、救急救命講習などの各種講習会を開催し、市民が即座に応急手当が実施できるよう、知識と技術の継続的な普及に努めます。

(3) 主な施策の概要

項 目	事 業 内 容
地域の消防・防災活動の支援	消防・防災の指導については、消防署所と消防団の協力のもと、指導訓練を行うとともに、津市消防防災指導センターを活用し、地域が実施する防災学習会や訓練などへの積極的な支援を行います。
地域社会における救命率の向上（再掲）	市民が即座に応急手当が実施できるよう、心肺蘇生法などの知識と技術の継続的な普及に努めます。

第3章 災害対応能力の強化

第1節 大規模災害時の体制強化

1 震災発生時の体制強化

(1) 現状と課題

平成23年（2011年）に発生した東日本大震災や平成28年（2016年）に発生した熊本地震において、消防施設の倒壊や機能停止、消防職員及び消防団員の犠牲など、防災機関の在り方に様々な問題や課題が浮上しています。

本市は、平成26年（2014年）に「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定され、南海トラフ地震が発生した場合、市内全域に甚大な被害が発生すると想定されていますが、防災の拠点施設である消防庁舎の一部が、液状化の可能性が高い地域や津波浸水予測地域にあることから、その震災対策は喫緊の課題となっています。

また、本市は、沿岸部に市街地の多くを形成しており、その地域で活動する消防職員や消防団員に対する津波安全対策を確保する必要があります。

(2) 整備の方向性

消防活動の拠点となる消防署所については、地震発生時における初動体制や活動拠点としての機能を保持できるよう、庁舎整備や自家用給油取扱所等の機能拡充を進め、組織改編も視野に入れて取組みます。

震災時における消防隊員の活動については、効果的で効率的な活動ができるよう、緊急消防援助隊をはじめ、国や県、自衛隊、警察、海上保安庁、D-MAT等の関係機関との連携を深めるとともに、二次災害防止への対応も含めて職員の災害対応能力の向上に努めます。

また、水道管の耐震率の低い地域では、消火栓が使用できない状況も想定されることから、耐震性防火水槽の設置や自然水利の確保を進め、多種多様な消防用水の確保に努めます。

(3) 主な施策の概要

項 目	事 業 内 容
消防本部機能の将来に向けた適正配置の検討 (再掲)	市民の消防行政事務の利便性に加え、市災害対策本部や県内外からの消防応援部隊との連携を考慮した、適正配置について検討します。
西分署の整備 (再掲)	<p>庁舎の狭隘に加え老朽化が著しく進んでおり、救急消毒室や仮眠室の個室化及び女性職員用の環境など、現在の消防施設に求められている機能が不足していることから現在地で災害リスク等も考慮した建替整備に取組めます。</p> <p>なお、訓練施設については、整備完了後の北消防署跡地を活用し、多様化する災害を想定した実践的な訓練施設の整備に取組めます。</p>
中消防署の整備 (再掲)	<p>浸水害(津波・洪水)が想定されているなか、老朽化による堅牢性の低下が進んでいます。また、狭隘化や設備機能の低下も進んでいます。</p> <p>行政機関、医療機関、商業施設等が集中し、さらに人口が集中している中心市街地の消防活動拠点であることから、現在地又は周辺地を活用し、災害リスクの軽減や機能充実が図れる建替整備を検討します。</p>
自家用給油取扱所の整備 (再掲)	大規模災害発生時など、燃料の供給が途絶した状況下でも、消防車両や消防庁舎の機能維持等、一定の消防活動が継続できるよう、消防庁舎に自家用給油取扱所の整備を進めます。
津波浸水予測地域内で活動する隊員の安全対策及び二次災害防止対策	<p>津波浸水予測地域内で消火や救助活動などを行う消防職員、消防団員の安全対策を講じ、二次災害防止に努めます。</p> <p>また、有事の際の安否確認など、消防職員、消防団員の安全確保に努めます。</p>
耐震性防火水槽の整備 (再掲)	地震による水道の機能喪失や火災時の消防水利として、耐震性防火水槽を年間4基の整備を目途に進めます。
大規模災害合同訓練への参加	三重県などが実施する大規模地震図上訓練や緊急消防援助隊合同訓練などへ積極的に参加するとともに、関係機関と連携のとれた災害対応体制を構築します。

2 国民保護対策

(1) 現状と課題

国際的な脅威やテロ等に対応していくには、国民保護事案から市民の安全を確保するための施策や体制の確立は重要な課題であり、危険区域からの市民の避難対策や迅速な消防活動が実施できるよう、NBC災害対応資機材などの整備や災害活動に従事する隊員の資質の向上を図りつつ、国民保護措置を総合的に推進する必要があります。

(2) 整備の方向性

本市が定める「津市国民保護計画」に基づく津市国民保護対策本部、津市緊急対処事態対策本部や関係機関などと連携のとれた活動を展開するため、NBC災害対応資機材のほか、J-ALERTやEm-Net等、国からの緊急情報を迅速に収集できる機能を更新整備するとともに、専門知識や技術を有する救助隊員の養成や二次災害防止対策を進め、消防団との連携や的確な消防活動を実施するための整備に取り組めます。

(3) 主な施策の概要

項目	事業内容
NBC災害対応資機材などの整備	NBC災害対応資機材の老朽化に伴う更新や各種の特殊災害に対応可能な資機材などの整備に取り組めます。
J-ALERT、Em-Net等の整備	J-ALERT、Em-Net等、国や関係機関からの緊急情報の受報システムの新しいシステムへの更新整備に努め、活動する隊員や市民の安全確保に取り組めます。
合同防災訓練への参加	国や県、自衛隊、警察、海上保安庁、D-MAT等の関係機関と国民保護案件を想定した合同訓練に取り組めます。
専門的な隊員の養成	NBC災害対応に関する専門的な知識や技術を習得するため、専門的な研修や訓練などに取り組めます。

第2節 広域連携体制の充実

1 広域連携

(1) 現状と課題

地震災害や河川の氾濫、土砂災害など、その災害が大規模で広域に及ぶ場合は、市町の枠を超えた消防力の運用を図ることが必要であり、近隣の消防機関をはじめ、県内外の消防機関との連携体制は重要度を増しています。

また、本市境界付近の災害や貴重な森林資源が焼失する火災など、近隣市町への被害の拡大が懸念されることから、日常から関係機関との連携を保つことが必要です。

これとともに、平成18年（2006年）6月に消防組織法の改正に伴い、三重県においては、「三重県消防広域化推進計画」が策定され、本市については、三重県が段階的に進める広域化の第一段階は、平成18年（2006年）の合併により達成しています。平成26年（2014年）3月には、当該計画が改訂され、消防の広域化に取り組む地域の重点化や機能別広域化などを進めており、今後の消防の広域化の動向を注視していく必要があります。

(2) 整備の方向性

消防機関との相互応援協定に基づき、管轄区域の境界付近での災害や大規模災害が発生した際の被災地への迅速かつ集中的な支援ができるよう体制整備に努めます。

また、林野火災や広範囲にわたる災害に備え、三重県防災航空隊による上空からの情報収集や空中消火などについて、関係機関との連携を図ります。

消防の広域化については、消防体制の基盤強化、効率的な人員配置等、スケールメリットを考慮して、将来的な展望を見据えながら、情報収集等の取組みを進めます。

(3) 主な施策の概要

項目	事業内容
消防相互応援協定などの充実	種々の災害に備えた隣接消防機関との応援協定締結などとともに、合同訓練などを実施します。
消防の広域化に向けた取組	「三重県消防広域化推進計画」の第二段階に向け、近隣消防機関の広域化の動向を注視しつつ、調査、研究を進めます。

2 大規模災害時の応援・受援体制

(1) 現状と課題

緊急消防援助隊は、阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年（1995年）6月に創設され、平成16年（2004年）4月の法制化に伴い、総務大臣が「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を策定し、適宜改正等を踏まえながら、大規模災害時の消防の応援体制を整えています。

本市においても、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランなどに沿った緊急消防援助隊の応援、受援体制等を強化する必要があります。

(2) 整備の方向性

本市は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域にも指定されていることから、緊急消防援助隊をはじめとする全国からの消防応援に対する受援体制を確立し、地震等の大規模災害時における応援部隊との消防活動が確実かつ円滑に展開できるよう連携強化を図ります。

また、国際情勢を反映した脅威を含む大規模災害や特殊災害に備えて、消防部隊の対応能力を高めるとともに、全国への消防応援についても取り組んでいきます。

(3) 主な施策の概要

項目	事業内容
消防相互応援協定などの充実（再掲）	種々の災害に備えた隣接消防機関との応援協定締結などとともに、合同訓練などを実施します。
消防の広域応援・受援に関する制度の確立	消防の広域応援・受援に関する制度の見直しや関係機関との協力体制の強化等に努めます。
部隊装備の充実	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」の基準に従い、本市の緊急消防援助隊の装備等の整備を進めます。
教育訓練の実施	大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、迅速かつ的確な出動及び活動が行えるよう、必要な教育訓練を実施し、人材を育成します。
受援施設の整備	緊急消防援助隊など応援部隊が派遣された場合、これを受け入れ、消防の司令塔的な機能を果たす受援施設の整備を検討します。 また、緊急消防援助隊の進出・活動拠点となる施設等については、交通アクセスの変化に即した見直しを進めます。

第三次津市消防力整備計画

平成 30 年 3 月発行
令和 4 年 11 月改訂

編集 津市消防本部 消防総務課
〒514-1101 三重県津市久居明神町 2276